特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	子ども・子育て支援に関する事務(子ども政策課分)

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

美作市は、子ども・子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

岡山県美作市長

公表日

令和3年7月1日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

連絡先

1	
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	子ども・子育て支援に関する事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法に基づき、子育てのための施設等利用給付の支給に関する事務を行う。 子ども・子育て支援法及び行政手続における特定の個人情報を識別するための番号の利用に関する 法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①子育てのための施設等利用給付をするための申請書等の受付(受理)に関する事務 ②支給認定に関する事務
③システムの名称	1. 中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル	名
(1)子ども・子育て支援関係情	報ファイル
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号)・第9条(利用範囲) 別表第一の94の項
4. 情報提供ネットワークシ	
①実施の有無	<選択肢>
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠)116の項 (別表第二における情報提供の根拠)なし
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	保健福祉部 子ども政策課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	
請求先	総務部 総務課 岡山県美作市栄町38番地2
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ

保健福祉部子ども政策課 岡山県美作市北山390番地2

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人未満(任意実施)]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			令和2年5月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和2	2年5月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
<選択肢>						
2. 特定個人情報の入手(情報提	是供ネットワークシスラ	テムを通じ	た入手を関	≩<。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイル	の取扱	と いの委託			[C]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	妘(委言	そや情報提供ネットワー	クシステム	ムを通じた提	供を除く。)]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステ	ムとの接続		[]接	続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	1		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である	1		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・	消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査						
実施の有無	[]自己点検	[0]	内部監査	[] 外部盟	<u></u> <u></u>
9. 従業者に対する教育・	啓発					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
			子ども政策課	事後	
令和3年7月1日	I 関連情報 5-②所属長の役 職名	健康づくり推進課長	課長	事後	
		健康づくり推進課	子ども政策課	事後	
令和3年7月1日	表紙 公表日		令和3年7月1日	事後	
令和3年7月1日	表紙 評価書名	子ども・子育て支援に関する事務(健康づくり推 進課分)	子ども・子育て支援に関する事務(子ども政策 課分)	事後	
令和3年7月1日	I 関連情報 4-②法令上の 根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	令和3年9月1日施行の法改正 に伴うもの